

従業上の地位に関する国際分類の見直し状況について

1 概要

2013年の第19回国際労働統計家会合（ICLS: International Conference of Labour Statisticians）において、ILOは、従業上の地位に関する国際基準（ICSE-93: International Classification of Status in Employment）の見直しについて言及している。改定は2018年に開催予定の第20回ICLSで決議案が提示、採択される予定であり、2015年5月6日～8日に非公式のワーキンググループが開催され、ILOにおける検討が進んでいる状況である。

ワーキンググループは非公開の会合であるが、その状況は、（公開会合である）2015年5月19日～22日に開催された国際統計分類に関する専門家会合（Expert Group on International Statistical Classifications）で報告されている（参考2-1及び参考2-2のとおり）。

労働力調査の従業上の地位、雇用形態等の表章に当たっては、国際比較の向上のため、国際的な動向を把握する必要があることから、ILOにおける検討状況を整理した。

2 国際分類改定のスケジュール

2013年10月	第19回ICLSでILO統計部がICSE-93の改定について言及
2015年5月	改定のための第1回ワーキンググループ（WG）の開催
2015年5月	国際統計分類に関する専門家会合で報告
2015年12月	第2回WGの開催
2016年	テスト及び部分協議
2016年後半	（第3回予定）WGの開催：決議の草案を準備
2017年	第1回専門家三者会合※において、決議案を検討
2018年早期	第2回専門家三者会合

※ 三者…政府、事業者及び労働者

3 ワーキンググループにおける検討状況（主要なもの）

- ① 基本的な考え方の提示
 - ・第19回ICLSの決議で明示された、全ての労働形態に対する統計基準の策定
 - ・労働者と雇用者の関係を表す基準
 - ・補助変数による補完
- ② 「法人企業の所有者・経営者」、「従属型請負業者」などの区分に関する議論
- ③ 有給雇用と自営業の二分化の見直し
- ④ 正規雇用の定義の見直し
- ⑤ 労働状態の分類の現状案の策定

① 基本的な考え方の提示

- 第 19 回 ICLS 決議「仕事、就業、未活用労働の統計に関する決議」において、work の概念が導入されたことを踏まえ、work 全体へ適用可能な分類基準を提示する方向で検討がなされている（下表 1 及び下図 1）。
- 法人企業の所有者・経営者、従属型請負業者、研修生、インターン、起業家、在宅労働者、一時的、短期、臨時、季節的な雇用者など、多様な雇用形態がある中で、多様な分類基準を導入して分類を複雑化するより、労働者と雇用主の関係を表す統計に対して適切となるような基準を設定する方向で、検討が進められている。
- 雇用形態などを詳細に表すには、契約期間、報酬の種類、季節性などの補助変数を導入し、ニーズに応じた統計に対応できるよう補完する考えで検討。

(表 1) ICSE-93 の分類

- 有給雇用の職 (Paid employment jobs)
 - 雇用者 (Employees)
- 自営業の職 (Self-employment jobs)
 - 雇用主 (Employers)
 - 自己採算労働者 (Own-account workers)
 - 寄与的家族従業者 (Contributing family workers)
 - 生産者共同組合の組合員 (Members of producers' cooperatives)
- 分類不能 (Workers not classifiable by status)

(図 1) 2013 年 ILO 決議で示された労働形態の概念図

生産物の 仕向地	自己の 最終使用		他者による使用				
	労働形態	自己使用 のための 生産労働		就業 (有償労働)	無償の 研修生 労働	その他 の労働 活動	ボランティア労働
サー ビス		物 品	市場及 び非市 場の単 位にお ける労 働				家庭内 生産
2008 年 SNA との関係			SNA 生産境界内の活動			物品	サー ビス
	SNA 一般的生産境界内の活動						

② 「法人企業の所有者・経営者」、「従属型請負業者」などの区分に関する議論

- 法人企業の所有者・経営者
 - ・法人企業において職を有し、企業の所有権を管理し、他の組織との契約、雇入れ、雇用者の解雇について、企業の代表として実行する権限を有する者として定義
 - ・個別の分類区分を設定する方向で検討が進められている。

- 従属型請負業者
 - ・自営業者と同様に物品・サービスを生産する契約を行うが、仕事の実行又は実行の方法についての完全な権限を持っていない者として定義
(例えば、契約相手から明確な作業マニュアルが提示されていて、契約相手からの連絡が来た場合のみ業務が発生するなど)
 - ・個別の分類区分を設定する方向で検討が進められている。

③ 有給雇用と自営業の二分化の見直し

- 法人企業の所有者・経営者は、報酬が給与として支払われる場合もあり、従来の有給雇用／自営業による二分化を見直すことが必要との議論。

- 経済リスク（≒雇用契約の安定性）と権限（≒企業の経営権など）に基づく二種類の分類案が提示されている（下の⑤で提示）

④ 正規雇用の定義の見直し

- 正規雇用の定義は、見直すべきとの議論がある。これについての検討結果はまだ出ていない。

- 見直すべきとの議論がある背景としては、定義が「雇用する組織が税・社会保険料を負担する責任を追っている、かつ／もしくは、国の労働法規に基づいた契約関係により安定した契約にある雇用者」となっており、「安定した契約」の定義に問題があることなど（無期契約で最近雇用が開始された者が、概念上除外されてしまう）。

⑤ 労働状態分類の現状案の策定

現時点の分類案 1

(権限／従属度基準)

独立型の労働者	
雇用主	
	雇用者有りの法人企業の所有者・経営者
	個人企業の雇用主
自己採算の企業運営者	
	雇用者無しの法人企業の運営者
	個人企業の自己採算労働者
従属型の労働者	
雇用者	
	正規雇用者
	臨時的雇用者
	一時的、呼出型、労働時間が0時間契約の労働者
	正式な雇用契約を締結していない労働者
	給与が支払われる徒弟、研修生及びインターン
従属型請負業者	
家業補助者	

現時点の分類案 2

(経済リスク基準)

企業利益による雇用の労働者	
	個人企業の雇用主
	個人企業の自己採算労働者
	従属型請負業者
	家業補助者
給与雇用の労働者	
	法人企業の所有者・経営者
	雇用者有りの法人企業の所有者・経営者
	雇用者無しの法人企業の運営者
雇用者	
	正規雇用者
	一定期間、短期及び季節的雇用
	一時的、呼出型、労働時間が0時間契約の労働者
	正式な雇用契約を締結していない労働者
	給与が支払われる徒弟、研修生及びインターン